

令和元年第6回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和元年7月12日
開催年月日 令和元年7月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 玉川 真
閉会時刻宣告者 13時48分 事務局長 玉川 真
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		農地利用最適化推進委員
6	高橋 満	第1区域	中井 孝志
7	小菅 辰彦	第2区域	高田 幸好
8	村田 茂	第3区域	染野 亘志
9	村上 良資	第4区域	齊藤喜久夫
10	田端 久子		

○遅刻委員

5 野原 新平

○欠席委員 なし

議事参与者 主任 浅見 孝典

会議件名

- (1) 農地法第5条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請1件について
- (3) その他
 - ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局 本日は、お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。ことしは本当に日照不足ということで、25日間ぐらい太陽は見なかったということで、本当に作物とかいろいろに非常に影響が出てくるんじゃないかと心配するところでございます。

また、これから梅雨明けが近くなると思いますが、相当猛暑ということで予報されております。体にご自愛いただいて、頑張ってくださいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局 早速、会議に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は12名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、野原新平さんがちょっと交通事情で遅刻ですので、その後、入ると思います。よろしく申し上げます。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人を指名します。

11番、堀口榮一委員、12番、飯嶋辰吉委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ございませんので、よって、議事録署名人、11番、堀口榮一委員、12番、飯嶋辰吉委員を指名します。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

6月26日にさいたま市の埼玉商会議所会館において、埼玉県農業会議の通常総会が開催され出席しました。

◎農地法第5条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第1号 議案に移ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請1件について議題とします。

農地法第5条番号1、——氏所有の農地を——、——氏が太陽光発電所建設へ転用するための許可申請について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第1号 農地法第5条番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人住所・氏名、——、——
一、——さん、譲渡人住所・氏名、——、——さん。

次に申請土地の表示ですが、所在地、大字井戸字——、——、地目はどちらも畑、面積は442、763、合計1,205平方メートルの2筆です。転用の目的は太陽光発電所建設です。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、——区内、県営住宅長瀬白鳥団地の西側にある場所です。

次に申請の事由ですが、本土地は山間部にあり、軽トラックが入っていける道路もなく、付近は地目畑に杉を植林したり、耕作放棄地になっています。このまま時間が経過すると、本土地も耕作放棄するか杉や檜を植林するしか方法のない土地です。埼玉県秩父環境管理事務所のご指導により、隣地境界から5メートルのセットバックや、野生動植物への配慮をすれば、現時点なら再生可能エネルギーの全量買い取り制度により事業化が可能と判断し申請しましたということです。

次に計画の内容ですが、土地造成1,205平方メートルで、工作物は太陽光パネル168枚となります。裏面に配置図がありますので確認をお願いいたします。

次に資金計画は——

——現在、お返ししております申請書に——も添付されておりますので、

あわせてご確認をお願いします。

次に農地の状況ですが、区域の別は、長瀬町は都市計画法の適用がないため市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。次に農地の区分は、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地と判断されます。

次にその他は、県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域内にあり、認定外の道路に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

続いて農業委員の説明をお願いします。

4番、中川知久委員の説明をお願いします。

○4番中川知久委員 先日、7月18日の9時半ごろ、現地へ確認に行きました。浅見さんと行ってまいりました。

井戸の地内で、こんなに山のきわにひどいところがあるとは思わなかったんですけども、少し傾斜があって、申請の事由にあるとおり、車が入れないような、ちょっと段差があって、その上にある畑でした。梅か何かは植っていて、下草だけは刈ってあった、手入れがしてあるんですけども、将来は放棄地なり、荒地になる可能性がある土地でございます。申請のとおり、許可してもいいんじゃないかということは感じました。

ご意見がありましたら、何かお願いします。

○議長 中川知久委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

◎農地法第5条の規定により許可後の計画変更申請1件について

○議長 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定により許可後の計画変更申請1件について審議いたします。

農地法第5条計画変更番号1、—————、—————氏所有の農地を、—————さんが駐車場への転用のための変更について審議いたします。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 農地法第5条、計画変更番号1についてご説明いたします。

番号1、譲受人住所・氏名、—————、—————さん、譲渡人住所・氏名、—————、—————さん。

次に申請土地の表示ですが、所在地、大字井戸字—————、地目は畑、面積は186平方メートルの1筆です。転用の目的は駐車場で、権利の内容は、売買によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので場所の確認をお願いします。場所は、—————区内、井戸農村センターから南に200メートルにある場所です。

次に申請の事由ですが、私は砕石砂利等を販売する会社で、大型トラックの運転手をしております。仕事柄、夜遅く帰社することもあり、そのようなときには直接トラックで帰宅できれば休養等も十分にできます。そのためにはある程度広い駐車場が必要となり、現在の自宅ではそのような場所がありません。申請地は自宅の隣接であり、広さもちょうどよく、区画されていて整地すればすぐ利用できる状態です。また隣接には住宅がありませんので、近隣に迷惑がかかりません。駐車場として最適な場所であり、ぜひ取得して利用したいと考え、建売住宅用地からの計画変更申請をしましたということです。

次に計画変更の内容ですが、当初計画時において、申請地を当社にて建売住宅を建築し販売する予定でしたが、取得後にほかの不動産取得のため資金面で不足し、一時建築を見合わせた。その後の経済不況等により、建築しても売れる見込みが立たなかったためそのままになっていたもので、今後も需要が見込めないことから断念し、申請地隣接に住居している河内氏が駐車場として最適な場所であるため利用したいとのことであり、計画変更に及びましたということです。

次に、当初農地転用許可状況ですが、許可年月日は平成11年12月20日、許可指令番号は指令秩農振第5-292号、転用目的は建売住宅用地でした。

裏面のページが現況の写真となります。あわせて確認をお願いいたします。

なお、この変更申請については、当初の計画から変更してもよいかということをお農業委員会へ諮るものでありまして、農地転用許可申請は今後改めて必要となるものです。担当委員の現地確認や計画内容、農地状況については今回は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

本件に対する採決を行います。

本件は、計画変更適当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 異議なしと認めます。よって、本件に計画変更適当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

以上で議案の審議は終了しました。

◎その他

○議長 その他でございますが、8月の委員会日程ですが、8月の委員会は26日月曜日午後1時30分からとしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ちょっと26日、私が都合がつかないんですけれども、できたら変更していただけたらですけども、いかがでしょうか。

○櫻井委員 いつならいいんですか。

○議長 27日か23日ですね。土曜日が今度23、24、24日が土曜日で、25日が日曜日です。

○櫻井委員 後よりは早いほうが。

○議長 早いほうがいいですか。

○櫻井委員 だってその後、28にしちゃうと、研修会近くに来なくちゃいけないから。

○議長 そうね、研修会がね。

○事務局 そうですね。

○議長 できたら、23日にしていただけませんか。どうでしょうか。

じゃ、23日に決定にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局 会場も確認はさせていただくんですけども、もしかしたらこの会場じゃなくて、違う階の部屋になる可能性もあるんですけども、一応そのときはご案内をさせていただきますので、よろしくをお願いします。26日は部屋を押さえていたんですけども、予約状況がわからないので、そのときはご案内させていただきます。

事務局からの連絡事項が何点かありますので、ご連絡させていただきます。

3点ほどご案内いたします。

まず1点目としまして、先日の農地転用許可の状況なんですけれども、5条の3件につきましては、令和元年の7月16日付で許可となりました。

続いて2点目なんですけれども、今回、机に2019年度の農業委員会業務必携を置かせていただきました。活動の参考にいただければと思いますので、ご一読していただければと思います。

最後に3点目なんですけれども、令和元年の農業委員・農地利用推進委員の研修会についての通知を机の上に置かせていただきました。

8月28日水曜日に深谷市民文化会館で開催する予定であります。それに行くのに借り上げのバスで会場へ向かう予定なんですけれども、詳しい出発の時間とかそういったところにつきましては、来月の農業委員会のときにご案内させていただきたいと思います。

また、8月9日までに研修会の事務局に出席人数を報告する兼ね合いがあるので、できれば、5日ぐらいまでに欠席の方はご連絡いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。

○議長 以上をもちまして、議事を終了いたします。

これで議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後1時48分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和元年7月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 堀 口 榮 一

署名委員 飯 嶋 辰 吉